

公債原則の動態理論

松野賢吾

通常説明せらるゝが如く、財政經濟と私經濟とは差異の存するものである。乍然財政學の打立てたる主要原則にして、私經濟の遵守すべき原則と全く一致するものがある。例へば國家々計に於ても其收支の相償ふ可きものなる事は、一般に認識せらるゝ原則である。最近に於ては健全財政が一年間の豫算の收支均衡を意味するや或はより、長き年度に互りての（例へば常規的なる景氣循環周期に於ける）豫算の收支均衡を意味するやの問題が研究せられ來つた。此問題は此處に姑く措き、長期の觀察に於て租稅收入又は其他の國家收入が經費を支辨すべきであると云ふ事は争ふの餘地なき所とせられてゐる。豫算が收支均衡を得て居ると云ひ得る爲には、如何なる經費が租稅の方法を以て支辨せらる可きやに關して若干問題となる餘地がある。例へば土地購入の爲の國家經費が必ず租稅收入を以て支辨せらるべきものであるとの要請は殆んど行はれない。又「資本的經費は經常收入を以て支辨せらるゝを要せずして、公債を以て賄ひ得るものであり、其他の總ての經費は少く共長期の觀察に於ては租稅を以て支辨すべきである」と云ふが如き原

則は私經濟を見ると同一の見地より引出されたる原則である。

右の如き經費支辨原則は、國家並に其他の公共團體の財産は侵害せらる可きに非ずとの考に其基礎を置くものである。是總ての健全なる私經濟に於て久しく認められたる原則に他ならない。乍然「資本的經費」(Kapitalausgaben)又は「純財産」(reines Vermögen)と云ふが如き概念を國家財政に應用するに當りての不確實性を意識する者も存するであらう。けれども具體的なる施設例へば鐵道と云ふが如き將來收益を供する營造物の爲の支出も經費となす標識に對しては、異議の存せざるものゝ如くである。

更に又公債特に過度の不生産的公債が無條件的に償還せらる可き事は、所謂健全財政の要求する所である。此要求は單に道德的要求たるに止まらず、公債原則としての要求である。加之本來的意義に於ける流動公債と確定公債とを區別すべき事は一般に意見の一致する所である。前者は危険なるものと認められてゐる。何となれば流動公債は國家が償還し得ざる場合、國家に對し不便不都合を惹起し、且確定公債に於ては存せざるインフレーションを惹起するの可能性を有するからである。更に又多くの學者は國家が其資本的經費の全部を公債のみに因りて支辨せずして、一部分は國家自らの資本を以て支辨すべき事を希望する。

以上の如き一般に承認せらるゝ所の原則は、私經濟の原則を準用したものと云ふ事が出来る。私人は消費の爲の經費は所得を以て支辨せざる可からざる可く、斯る經費の爲に負債を起す時は、其私人は零落の外なく、其信用は失墜するであらう。個人が仕事場・營業所・又は農業用土地を購入せんとするに當りては、借用資本のみを以て購入するを得ない。何となれば借用資本のみを以て之等を購入する時は、事業の成功せざる年度に於て容易に窮迫に陥入る恐

があるからである。個人の信用能力に取りては、個人の財産は重要であり、又總ての場合に其財産を増加する事は彼に取りて有利である。斯る思考よりして、所謂健全財政の原則が類推せられ、多くの財政學者や素人等が國家の財政をば私經濟と同一の見地より觀察するに至つたのである。乍然筆者の考ふる所に依れば、斯く財政と私經濟とを同視する事は誤謬である。そして斯る見解が捨てられず、又斯る結論の引き出さるゝ限り、財政問題に關する論争は混亂するであらうと考へる。筆者は以下財政の特質を述べ、其考察の結果を公債原則に適用する試みをなさんとするものである。

財政と私企業又は私人の家計とは如何なる點に於て區別せられ得るや？ 吾等は此處に消費經濟並に營利經濟に比較して考へて見よう。消費經濟に於ては、所與の所得をば種々様々の經費に配分し、以て最上の結果に到達するやう努力せられる。此爲には種々様々の需要を分類する事が必要であり、又同時に他方に於ては、一定の目的が成る可く小なる支出を以て到達せらるゝ事が要請せられる。斯くして住宅は成る可く少量の石炭を以て暖められねばならないし、衣服や家具も使ひ古しにならざる以前に修繕せられねばならない。此點に於ては國家經濟も亦消費經濟である。國家は種々の目的の爲に經費の支出を行ふものであり、是等種々の經費が節約の原則に従つて處理せらる可き事は疑ふの餘地なき所である。一定の目的の爲に必要な以上の財や人的勞働が使用せられてはならない。換言すれば總ての家計に於けると等しく、浪費最も少きを要する。此限りに於て私人の家計と國家の家計との間には完全に類同性が認められる。

乍然更に立入つて考ふるに、右に述べたる所は財政の本質的特色ではない。例へばより、嚴格に監督を行ふ事に因り

て行政費が五パーセント丈節約せられたりとせよ。此節約の意義如何は勿論一般經濟生活の状態に依り種々に判斷せらるゝであらう。乍然此節約は財政經濟自體の、生産並に分配に及ぼす作用に比すれば常に第二次的重要性を有するに過ぎざるものである。例へば關稅は生産に障害を與へ、又一國民の所得に對して關稅額の十倍・二十倍・或は五十倍の損害を與へる場合があり得る。又一國の司法制度・衛生施設・教育制度・交通機關の爲に支出せられたる經費を考へ見よ。是等は總て國民の福利と所得との基礎である。更に又デンマークに於けるが如く、外國よりの原料の輸入が僅少となる時、國內に於ける勞働と財の完全なる利用が妨げらるゝ場合ありと假定せよ。斯る原料に代る可き代用品ありとするも、其生産が私經濟に取りて收益を供せざる場合、關稅の小なる低下が私經濟の活動を刺戟し、國民の福利と所得の増加を齎らすに至る場合があるであらう。斯る場合を考ふる時は、行政上の節約の問題は、其自身決して輕少なる問題ではないが、事情に依りては、財政經濟の他の方面に比すれば、重要性著しく小なるものとなる。そして消費經濟との類同性は此程度に於て其意義を失ふものと云はねばならない。

筆者の所謂「營利經濟」と稱する所のものは、右に述べたる類同性と如何なる關係に立つや？ 營利經濟は個人が最大の純所得を獲得するやう手段を使用する努力を注視するものである。正に斯る種類の經濟に於て右に述べたるが如き原則は應用せらるゝものである。斯く經濟する個人に取りては、彼の金庫に入り來る所得よりして、支出を越えて成る可く大なる餘剰が残存することや、彼が負債を償還し得ることは特に重要な事である。彼の活動の結果は彼の事業に於てのみ現はれる。彼の經濟的活動の他の個人に及ぼす作用は、其作用が彼の貸借對照表に再び反映する限りに於てのみ、彼に取りては重要なものである。貸借對照表は彼の經濟遂行の凡てを表示する。

以上の如き徴表が國家經濟の場合に生起せざる事は容易に理解し得る。國家の財政上の行爲は、之を行ふ所の個人の爲に計畫せらるゝものではない。是は主として私經濟の活動領域に屬する鐵道經營・製造業等に於ても尙當嵌る所である。そして是は一政黨又は全國民を經濟主體と認むる場合と雖も尙當嵌る所である。全國民を經濟主體とする場合、慥かに經濟主體の福利が經濟活動の目標たるべき事、宛かも個人に於けるが如くであるが、乍然其國家經濟の活動の結果は、國家々計の貸借對照表よりして洞察し得るものではない。そして前記私的商人との類同性は正に貸借對照表に關して云ひ得るものである。

右に述べたる所は、私的商人と國家との類同性が誤謬である事を示すに充分である。乍然尙其他にも其誤謬を立證するものがある。例へば「國有財産」なる概念を觀察しよう。財産は多くの將來の收入を資本化したる價值である。乍然國家の收入は主として權力を以て決定せらるゝものにして、從て全く稀なる場合を除き其資本化は何等の重要性もなく、國有財産は私經濟に於けるが如く信用の基礎として重要性を有するものではない。此點は又私經濟との類同性の當嵌らざる點である。

扱、國家の財政的行爲の特質を示す徴表如何？ 私見に依れば國家の財政的行爲は其他の總ての國家活動と理論上同一なる範疇に屬する。實際上總ての國家活動は、財政的なる與其他の種類のものたるを問はず、政治目的に對する手段として調整的 (regulierend) 又は均衡的 (ausgleichend) なる作用を及ぼすべきものである。財政行爲の責任者たる政府は此事實を意識せざるを常とする。一般に政府は租稅賦課又は公債發行を一定目的の爲の貨幣調達的手段と觀察するに止まり、調整又は均衡の手段とは觀察しない。そして其供する商品や勞務の價格を決定するに當りては、

政府は事情に依りては、生産費支辨又は一定の利潤獲得の目的を忘却し得るものではないが、乍然貨幣調達方法としての價格の決定は、個々の個人の經濟遂行に一定の作用を及ぼし、其結果全經濟に影響を及ぼすものなる事に想ひ到る時は、財政上の行爲が其作用に於て政治的なる全目標と一致するやう行はるゝ事が要請せらるゝであらう。同一の根據よりして國家が例へば交通事業又は商品生産の領域に於て、私企業と同一なる原則を遵守する事は明かに不合理であると云はねばならない。何となれば公企業が私企業と同一の原則に依りて營まるゝものとすれば、斯る領域に於ける活動は私企業に任して差支なき事となるからである。國家が一定の調整又は均衡を獲んとする場合に於てのみ、換言すれば國家が生産又は所得分配に作用を及ぼさんと欲する場合に於てのみ、結局國家の經濟活動を是認し得る。従て政治的自由主義が國營企業の仇敵たる事は全く論理的必然である。

此故に國家の財政上の行爲、則ち一定目的の爲の貨幣の支出・租稅徵收・公債發行・國家の供する商品や勞務の價格の決定等は、國家々計の貸借對照表を以て判斷せらるべき經濟的行爲ではない。貸借對照表は是等の方策が經濟的に健全なりや否や、則ち是等方策の合目的性に關しては明言しない。是等の方策は寧ろ調整手段にして、其合目的性乃至健全性は國民に對して是等方策の及ぼす作用に依りてのみ判斷せられ得る。政治家は屢々實業家的イデオロギーに心を奪はるゝものにして、従て政治家の道義心は其財政上の行爲が形式上出来る丈私經濟的要求乃至習性に一致する事を求めたがるものである。乍然其行爲の影響する所を考へ、事物の輕重を判斷する時、彼等は斯る考方に著しく背反せざるを得ない。夫にも拘はらず彼等は此背反を國民に對して成る可く隱蔽せんとする傾向がある。此イデオロギー的なる偏見は國家に大なる損失を齎らすであらう。何となれば斯る偏見は政治家が眞の目的を自覺して正しく行

動する事を妨げるからである。

二

負債は次の二つの徴表に依りて特色付けられてゐる。則ち(1)、一の經濟單位より他の經濟單位へ手段の處分權が移轉すること、(2)、借主の負擔は負債償還期迄の期間に互りて配分せらるゝことは是である。若し此等二つの特色の 하나가缺如する時は、通常の意義に於ける負債ではない。例へば借主が利子を支拂はざる場合、又は元本の償還をなすを要せざる場合に於ては、其移轉は通常贈與と稱せられる。若し實業家が一の借用金を一の勘定科目より他の勘定科目に移記する時は、是新なる負債を生じたるものに非ずして、一の記帳手續の行はれたるに過ぎない。何となれば手段の處分權の移轉が行はれたるに非ずして、此實業家は此記帳以前に於ても同一なる程度的手段處分權を有したるものなるが故である。

若し以上の定義を一般に公債と稱せらるゝものに應用する時は、外債に於ては此二つの徴表が當嵌る事を發見する。國家が例へば戰爭遂行の目的の爲に貨幣額を外國より借用する時は、國家が従來自由に處分し得ざりし手段が其處分權に歸する事となる。國家は此手段を例へば一ヶ月間敵を攻撃する爲に消費するであらう。そして此戰爭費の負擔は利子並に償還金額の形に於て將來の人々の上に配分せらるゝ事となる。此處に於て私人の借金と公債との完全なる類同性が成立つ。反之國家が此金額を其國民より借用する場合に於ては、二つの徴表の何れも當嵌らない。此場合國家は附加的手段に對して新なる處分權を獲得しないのである。何となれば手段は既に従前より其權力圏内に存したるも

のにして、技術的に之を見れば、國家は租税に依りても亦手段を獲得し得たるものなるが故である。負擔は將來の人の負ふ所とならずして、完全に個々の國民の負ふ所となる。則ち國民は其支出を増加し又は日常慣れ來れる消費を縮小する事に依りて、此負擔を負ふであらう。將來の人々の負擔の増加は、一國の資本總額が減少する場合に於てのみ、生ずるものである。乍然是とても公債發行の場合、租税徴收の場合に於けるよりも、高き程度に於て必ずしも生ずるものではない。此點に於て地方債は内債に等しき場合があり、或は内債と異なる場合がある。若し大都市に於て市債の發行せらるゝ時は、其市債の大部分は其都市の市民に依りて應募せらる可く、此場合に於ける此地方債は内債と異なる所がない。反之小都市に於て發行せらるゝ市債は、寧ろ外債と同視する事が出来る。此場合に於ては手段は此地方債を發行したる經濟單位外より移轉せらるゝものである。

斯くして吾等は、内債其ものは畢竟本來の負債に非ずして、負債行爲の本質的な特質を示すものでない事を知り得た。一の經濟單位より他の經濟單位への手段の移轉は行はれず、將來の人々への負擔の轉嫁も存在しない。内債は純形式的なる見地に於てのみ借金と同視せらるゝものにして、私人の借金行爲と同視する事は全く誤謬である。さればとて、國家の借金行爲は單なる移記手續と見る可きものではない。單なる移記手續は同一の企業内に於て一の勘定より他の勘定への貨幣額移轉である。然るに國家の借金行爲は生産と分配に對して廣範圍の作用を及ぼすものである。内債の事實上の重要性は、則ち内債が他の總ての財政上の國家行爲と等しく、生産と分配とに影響を及ぼし又は調整を及ぼすの通路であり、斯る通路として觀らる可きものたる點に在る。

以上公債の性格に關して述べたる所は、決して新しき發見ではない。内債は通常の意義に於ける負債と認めらる可きものではなく、又將來の人々に負擔を課するものでないと云ふ事は、多くの財政學者に依りて認められたる所である。然るに財政學者と認めらる可き人々が政府に對して勸告を與へ又は財政々策上の見解を表明するに當り、却つて通俗的な見解に墮する傾向ある事は驚く可き事である。其の著しき一例は恐らく英國々費委員會の報告書 (Committee on National Expenditure [May Committee] Report, Cmd. 3820, London 1931) である。則ち失業と國家經費の増加と何れを採るべきかの論議せられたる最も不景氣の時代に於て、決議を公にして曰く、「現在の困窮したる財政事情の下に在りては、何が希はしきやと云ふ事よりも、何に堪へ得るやと云ふ事を眞面目に討究する事が國家並に個人に取りて必要な事である。此見地よりしてより有利なる事情の下に、賛成し得、且國家的資源の賢明なる投下と認めらるゝが如き大なる經費の支出は許容し難き所である。」(The Economy Committee Report: Summary. The Economist, August 8, 1931, p. 261) と。斯る所論は其經濟的結果が貸借對照表に依りて判斷せらるゝ所の個人と國家とを同視したるものにして、其誤謬たるは更に解明を要しないであらう。

是に關聯して、もう一つの英國政府委員會たるコルウイン委員會の報告書 (Report of the Committee on National Debt and Taxation [Colwyn Committee] Cmd. 2800, London 1927) を挙げねばならない。此報告書は財政經濟に關する最も有益なる調査報告にして、此委員會にて發言したる人々の多くは、公債の特殊的性格を知らなかつたも

のとは考へられざるに拘はらず、所謂生産的目的例へば鐵道敷設の爲に發行せられたる公債は、不生産的目的例へば戰爭遂行の爲の公債とは其性質を異にするものとの考が述べられてゐる。そして流動公債は危険なるものとせられ、公債の償還が重要である事を説き、然かも公債の償還の問題は、其當時の全經濟政策と關聯して國民經濟の一般的状態に依りて決せらるべき事は述べられてゐない。

註、確定公債が流動公債に勝れたるものであり、そして、公債の償還が重要であると考へらるゝ主なる理由は、公債に對する信用の顧慮せられたる點に在る。乍然公債に對する信用は其價格の程度に依存する筈である。國家は中央銀行を通じて常に公債に對する信用を維持する事が出来る。公債證書が其他の證書と競争して市場に於て販賣せらるゝ時は、中央銀行は公債證書の價格騰貴より生ずる貨幣需要の存する程度に於て信用を膨脹せしめ得るであらう。

ミユルダールさへも通俗的なる見解に墮してゐる事が見出される。ミユルダールよりもより、大に國家の財政的行爲と私人の取引との差異を強調したる者なしと云はるゝ程であるが、夫にも拘はらず、彼は國有財産なる觀念に若干の重要性を賦與したるが如く、そして國有財産は不變に保持せらるべく、長期の考察に於ては寧ろ増加せらる可きであるとの見解を發展せしめてゐる (G. Myrdal, Finanzpolitikens ekonomiska verkningar. Arbetslöshetsutredningens betänkande. 2. Bilagor 2. Statens offentliga utredningar. 1934: 1. Stockholm 1934. 但本稿は J. Pedersen, Einige Probleme der Finanzwirtschaft. Weltwirtschaftliches Archiv. Band 45. Heft 3. S. 475-6 に據る)。彼は又一國公債の増加が將來の豫算に負擔を課し、其結果通常大なる増加を見るべき筈の社會的經費の爲に支出をなし

得ざるに至るべき事を説いてゐる。此議論は公債の償還並に利子支拂の爲に支出せらるゝ貨幣は、債権者の所得に歸するものである事、從て所得全額の不變なる事を看過するものと評し得るのみならず、經驗上も亦保持し難き見解である。則ち過去の經驗としては、大戦中英國に於ては内債の著しき増加を見たが、同一程度に於て公債の増加せざりし瑞典に比して、其社會的經費の割合が増加したる事實がある。^(註)

註、尙近年發行せられたる注目すべき著書としては、*「Unbalanced Budget, A Study of the Financial Crisis in Fifteen Countries」* by H. Dalton, B. Thomas, J. N. Reedman, T. J. Hughes and W. J. Leaning. 1934) がある。此書は多くの國の財政状態を明かにし、其總ての論文に於て諸國に於ける國家々計の不均衡が悲しむべき事態なる事、並に公債償還が一の道德である事等が一貫する考となつてゐる。斯る所論は前記ミュールダールの主張と其基礎を等しくするものである。尙諸學者の主張と其批評に就き次節最後の箇所の註を参照せられ度い。

57

凡そ國家經費を支辨するに二つの方法が存する。第一の方法は、國民が租税として一定の率に従つて手段を齎らす方法である。此場合納税者は其消費を縮小し、其貯蓄を引出し、或は借金をなして課せられたる租税を支拂ふであらう。第二の方法は、同一の金額を市場にて公債證書を賣出す事に依りて齎らす方法である。此第二の方法の採らるゝ場合に於ては、流動的なる手段を有する所の國民が貨幣を國家に供し、そして元本償還と利子支拂に要する金額は、第一の方法に於て賦課せられたると同一の課税率に従つて國民に割當てらるゝ事となる。是等兩者の場合に於て、個個の納税者の犠牲は殆んど同一の高さと考へられ得る。今直ちに百單位を支拂ふ事と二十年後に百單位を支拂ふ事は、前者の場合貨幣を所有せざるが爲に、之を借金するか——恐らくは不利益なる條件にて——、又は消費を縮小す

るかに依りて、異なる意義を有するであらう。

例へば富者のみに對し負擔を課せんとする場合を考へんに、公債發行の場合に於ては手段は流動的手段を所有する富者より直接に供せられ、租税徴收の場合に於ては富者の内には或は其財産を賣却し又は借金をして租税を支拂ふ者が現はるゝであらう。反之、所得小なる者に負擔を課せんとする場合を考へんに、此場合に在りては公債の發行は行はれ得ずして、租税のみに依りて手段の調達せらるゝ事となり、其結果納税者の消費は減少せざるを得ない。故に手段調達に關する二つの方法の差異は、徴收せらるゝ手段の金額上の大小よりも、寧ろ生産と分配に及ぼす作用如何に在ると云はなければならぬ。戦争遂行の爲に租税を支拂ふ所の人が事實上負擔を負ふものに非ずして、其消費を減少する人が事實上負擔を負ふものである。多額の租税を支拂ふ所の富者は、其消費を減少せざるを常とするも、其代り課せられたる租税が資本を減少せしめ、賃銀引下を必要ならしむる恐がある。乍ら富者は尙殘存する資本に依りて大なる利潤を獲得するであらう。尙又實際上容易に出現する可能性ある事は、インフレーションを生じ、其結果租税も支拂はず公債にも應募せざる階級の負擔が増加し其實質所得の減少する事である。

四

公債の性格に關して以上述べたる所よりして、二つの結論を下す事が出来る。第一の結論は國家が異常に大なる貨幣額を使用し又は生産的目的の爲の經費を支出するの事實のみが、租税徴收に代へて公債發行を行ふの充分なる根據となるものではないと云ふ事である。何となれば手段が公債に依りて調達せられ得る場合に於ては、財政技術的に

之を見て、課税に因りても齎せられ得るものなるが故である。従て國防の目的又は資本調達のための爲の臨時経費は常に公債を以て支辨せらる可く、經常経費は租税に依りて支辨せらる可しとの原則を立つる事は合理的ではない。公債と租税の内何れを採る可きやは他の原則、則ち生産と分配に及ぼす作用如何に依りて決定せられねばならない。此作用は政治政策に對する國民心理の影響を受ける。此事は政策の決定に當り注意しなければならない事である。そして斯る國民心理は國民に對する宣傳や闡明に左右せらるゝものである。又同時に租税と公債の内何れを採るやの決定の及ぼす純政治的影響も全く輕視せられてはならない。政治政策は——其政策が合理的であつても——一般的なる意見に反する場合、(特にデモクラチックな國家に於て) 政府を危険に落し入れる恐がある。

吾人の所論より引出され得る第二の結論は、則ち公債は負債償還の爲を以てのみ償還せらる可きではないと云ふ事である。私人が其資産殘高を増加する場合に於ては、個人の資産状態は常に改善を見るものであるが、國家又は政府の財政状態は同一過程に因りて必ずしも改善を見るものではない。廣く政治的見解を以てすれば、國民所得たる可きものが公債の償還に因りて減少するのみならず、純國庫の見地よりしても、公債發行の場合よりも公債償還の場合に於てより、好ましからざる状態を見る事があり得る。獨逸に於て近年公共事業其他の方策が所謂短期公債に因りて賄はれ、其結果財政状態の改善せられたる事は之を立證するものである。故に公債償還に關する機械的なる原則、例へば一定の大きさの償還額は豫算に組入れらる可しと云ふが如き原則は打立てられ得るものではない。公債償還の行はる可きや否やは生産と分配に及ぼす作用と、所與の政治目的に關聯する其他の政治的事情に依りて定まる。そして此作用と事情とは場合に依りて勿論區々である。之を要するに公債の發行と償還とは生産と分配とに對し何等かの作用を

及ぼすものであり、從て此作用が其當時の一般的政治目的に順應する事なくしては、發行も償還も行はる可きではない。此原則以外には公債の發行と償還に關して一般的法則を立つるを得ざるものである。^(註)

註、過去に現はれた主なる公債原則が、以上述べたる財政並に公債の本質に合致するや否やを簡單に検討するであらう。

ワグネルは經常經費は經常収入を以て支辨し、臨時經費の内次期以後の會計年度に對し、收益又は利用を供するが如き經費は、將來租税の増徴を行はずして自ら國家收入の増加を生じ、公債の利子及び元本償還に差支を生ぜざるが故に、公債を以て支辨するも可なりとなすものである (A. Wagner, Finanzwissenschaft, I. Teil, 3. Aufl., 1883, S. 137 ff)。斯るワグネルの支辨原則の基礎となるものは、國家又は國家の財政を國家給付の生産の爲の企業と解し、國家經費の生産性を注視して、國家給付を積極的には認せんとする思想である。公債を是認し得る場合の基準たる利用提供の有無の如きは、財政を生産經濟として解釋する事より生じたるものにして、斯る考方よりすれば、必然的に、ワグネルの如き公債原則を探らざるを得ないであらう。乍然、是ウィーゼルの批評したるが如く、消費經濟的なる「國家經濟の本質を曖昧ならしむるもの」(F. v. Wieser, "Theorie der gesellschaftlichen Wirtschaft" in: Grundriss der Sozialökonomik, I. Abt., 2. Teil, 1914, S. 415-6)と云はねばならぬ。

次にバイエルマンの公債原則は、國家の給付と雖も市場に於ける生産物と等しく個人需要を充足すべきであるとなし、一定の國家給付の利用は、單に現在の國民の需用充足となるや、或は將來の國民も其恩恵に預るものなりやを出発點とし、將來の國民が、國家給付の利用獲得者たる限りに於て、公債に依る經費支辨を認むるものである (M. R. Weyermann, "Theorie des öffentlichen Kredits" in: Handbuch der Finanzwissenschaft, herausgegeben von W. Gerloff und F. Meissel, 2. Bd., 1927, S. 516ff)。乍然國家給付に依りて個人需要の充足せらるゝ事ありとしても、國家給付の基礎は國民的協同體の維持促進の爲に客觀的に必要なる共同需要である。此點に於て彼の公債原則は財政の本質に矛盾するものありと云はねばならぬ。

次にモルの公債原則を伺はんに、彼は「純論理的なる見地よりして」(「rein logisch gesehen」) 財政経済は私経済であるとなし、私経済に在りては、借入金に因る金融の可否が多くは生産費対収益の比較考量に依つて判断せらるゝが如く、國家經費に依りて設けられたる營造物が利子支拂と元本償還を可能ならしむる場合、換言すれば収益性 Rentabilität である經費のみが公債を以て支辨せらる可きであるとなしてゐる (B. Moll, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 1930, S. 30, S. 106ff.)。乍然財政は政治的並に國民經濟的なる要素を有する所の具體的なる經濟形態にして、是等の要素を捨象して、財政を私經濟として解明する事は、財政を正當に認識するものと云ふを得ない。

以上三つの公債原則は何れも多かれ少かれ財政の本質に背離する理念に導かれたるものである。そして國家經費を國家收入より遊離して別個に考察し、以て公債を割當てたるものである。乍然財政が國民經濟の一部であり市場經濟と密接に織り合はざるゝものなる限り、國家の收入と支出とは常に變動し、其間財政は私經濟の生存と發展とに對して積極的なる作用を及ぼし、他方市場經濟の發展傾向は國家々計に變化を與ふるものである。此變動に注目する所の考察方法のみが財政に相應しき考察をなし得るであらう。

國家收支の變動に注目して公債原則を打立てたる者にスツッケンがある。彼は財政上の國家行爲は國家々計の永續的維持と云ふ目標の下に行はる可きであるとなし、「長期間の終りに於て收入と支出とが一致する限りに於ては、收入が支出に比し、一時的に不足する場合、公債の發行は許される」(Dr. Stuckey, "Kredit als Finanzwirtschaftliches Deckungsmittel," in Finanzarchiv, N. F., Bd. 5, 1935, S. 555-6) となしてゐる。彼が財政の長期に於ける收支の全體を判定の基準としてゐる事は、前記三者に比して一步を進めたものと云はねばならない。乍然スツッケンも未だ財政の私經濟的觀察を完全に脱せずして、國家の収益的資本投下は利子支拂と元本償還に必要な收入を供するが故に、此場合に於ける公債の累積は是認し得るものとなしてゐる。是亦前記諸論と等しく財政的過程の力學に對して充分なる程度に注目するものと云ふを得ない。何となれば現代財政々策は意識的に經濟政策の一部をなし、財政は國民經濟的全企畫の不可分の成分をなすものなるが故に、現時の公

債は「長期間に於ける收支均衡」を基礎として考察せらる可きであるに止まらず、社會の完全雇傭と最高収益とに於て經濟均衡の維持促進に役立つべきであるからである。不景氣の年度と好景氣の年度との間の均衡の目的を有する公債を是認するに止まらず、不景氣時代に於ける公債の積極的役割に注目すべきである。今日に於ては財政々策は金融政策と共に經濟政策の爲に利用せられ、意識的に經濟指導の爲に利用せられつゝある。

尙、右の諸學者の公債原則學說と其批評に就きては、商業と經濟、第二十二年、第一冊所載拙稿「公債原則學說の研究」を参照せられ度い。

五

公債の問題、則ち豫算上の餘剰又は不足の問題は、經濟政策の問題であり、其時々の公債問題は各種の經濟政策を前提して解決し得る。此場合誤解を避けんが爲に、豫め二三の注意を要する。

- 1、此處に問題とする公債は内債のみである。
- 2、國家の經濟政策に對しては種々の制限が加へられてゐる（爲替相場・對外商業政策・其他の國際協定）。此等の制限は國家に依り又時代に依り異なるものである。從て政治目的の確定する場合と雖も一般的原则を立つるを得ない。

3、右の困難を免かるゝ爲に、此處には閉されたる國民經濟を假定する。換言すれば完全に自主的なる商業政策を假定する。

右の如き一般的なる前提条件の外に尙次の二つの特殊なる前提条件を置く。則ち(1)、經濟政策の主要目標は出来る丈磨擦なき經濟と云ふ事にある。従て任意に勞働する可能性が與へられ、自發的ならざる失業が排除せられてゐる。(2)、名目賃銀は不變である。換言すれば名目賃銀を引下ぐるの試みの常に行はれざるものとする。

以上の如き前提の下に於て、如何なる場合公債の發行と償還とが行はる可きやを考究しなければならぬ。何等かの理由よりして失業の増加又は失業への傾向が存在する事を假定する。斯る事情に於ては豫算が剩餘を示す可きに非ざること、換言すれば公債が償還せらる可きに非ざることとは容易に知り得る。何となれば如何なる方法を以て租税の徴收せられたりとするも、貨幣額を公債償還の爲に徴收すること其れ自體が經濟活動に刺戟を與ふる所以ではないからである。若し消費を低下せしむるが如き方法を以て租税の徴收せらるゝ時は、當該納税者に於て需要の低下を生じ、公債の償還(例へば中央銀行に對する)は補償的作用を有する新需要を創造せず、償還の目的を以て行はる市場にての公債證書買戻しも亦新需要を創造しないであらう。公債償還は利子率を引下ぐる作用を及ぼし得る。乍ら假定せられたるが如き状態に在りては、利子率は既に可なり低下し居る事を考へねばならない。利子率の未だ低下し居らざる場合と雖も、公債償還に依りて起り得べき利子率の低下が、消費減少に基く需要低下を補償するに充分なる程度に達する事は殆んど想像し得ない。

租税が貯蓄、(例へば銀行預金)の引出・財産の賣却・銀行信用等より支拂はるゝ時は、消費の減少は生じない。乍ら利子率を引下げ銀行準備金を増加し得べき附加的貯蓄資本は此場合形成せられない。

故に假定せられたるが如き事情の下に在りては、豫算の剩餘は之を避く可しと云ふ事が原則となる。従て若し餘剩

が豫期せられ得る場合は、租税の引下か、然らざれば経費の増加が行はる可きである。乍然此處に述べたるが如き事態に於て、剩餘の豫期せられ得る特別なる理由は存せず、寧ろ不足の生ずる事が一般である。

次に考究すべき問題は、何等かの對策に因りて豫期せらるゝ不足の出現を回避すべきか、或は寧ろ租税の引下又は経費の増加に因りて不足を創造す可きかの問題である。此處に述べたるが如き事態に在りては、先づ第一の對策として利子率の引下の必要なる事は明白である。蓋し經濟が原則として私人の創意を基礎とするものとするれば、相當の利潤を與ふる事が經濟政策の目標でなければならぬ。利潤は利子率に相應する。從て利子率は經濟政策に標準を與ふる要素の一である。乍然此處に注意しなければならぬ事は、短期貸附の利子率は殆んど任意に引下げられ得るものなるに、長期投資に對する利子率を引下げるが爲には強力なる對策を必要とする事である。此事は常に當嵌る事であるが、尙高き程度に於て不景氣の初期に注意しなければならぬ事である。之を詳細に論ずる事は本稿の範圍を逸脱する。最近の經驗は此事の眞理なるを實證し、又理論的研究も亦同一の結論に導いてゐる。^(註)

註、此事の詳細は J. M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936. Ch. 15. 鹽野谷氏譯
二三五頁以下に取扱はれてゐる。(中山伊知郎編ケインズ一般理論解説第七章參照)

此故に平價切下又は外國貿易統制と云ふが如き對策が採られねばならない。乍然斯種の對策は常に必ずしも充分とは云ひ難い。又貨幣水準の屢々なる變更は常に有益なるものではない。其他の總ての對策は租税引上又は豫算不足又は是等兩者を條件とするものである。則ち一方に於ては勞働供給と私企業補助が考へられ、他方に於ては租税特に消

費税の軽減と扶助金の下賦とが考へられる。前者は投資的活動が刺戟せられ、從て間接には消費の増加を見るであらう。後者は先づ消費が刺戟せられ、後に間接的に投資の増加を見るであらう。多くの政府は第一の方法を失業の除去に有效なるものと考へる。蓋し此場合、生産財工業に於ける再就業者の増加に因りて副次的に就業が惹起せらるゝからである。

右の二つの對策特に第一の對策に於て、經費の爲にする租税徴收は、事實上就業の増加に導き得る。是は租税の大部分が流動的なる預金の引出に依りて支拂はるゝ場合生ずる所である。何となれば斯る預金は、假定せられたるが如き事態の下に在りては利用せられざるものなるが故である。乍然就業状態に對する好ましき作用を失効せしむるが如き攪亂的作用の生ぜざるやう租税制度を設くる必要がある。是著しく困難な事である。租税が消費を侵害するや否や——假令其消費が奢侈的消費なりとしても——當該産業に於ける就業率の低下が現はるゝであらう。富者階級の人々が租税支拂の爲に財産を賣却する場合も亦、就業率に影響する。國民經濟の弾力性の缺如の爲に、斯る攪亂的作用は政府の準備する對抗策に依りて常に必ずしも補償せられ得るものではない。不景氣時代に於ける就業率を國家經費に因りて上昇せしむるの可能なるは——國家經費が租税に依りて賄はるゝ場合と雖も——否認し得ざる所であるが、此方法が、國家經費を國家々計の不足に因りて賄ふ場合に於てより、有效なるものである。何となれば國家經費が國家々計の不足に因りて賄はるゝ場合に於ては、支出せらるゝ貨幣は全く附加的なる新しき購買力を示すものなるに、經費が租税に因りて賄はるゝ場合は、其經費は直ちに副次的なる影響を有するものなるが故である。

更に經濟活動を刺戟する第二の方法として、租税軽減が存する。此方法の有効なりや否やは、如何なる租税が引下

けらるゝやに依存する。斯る事態の下に在りては、預金より支拂はるゝ所の租税は輕減せられてはならない。彈力性ある需要を有する商品に對する消費税、特に外國の原料を最も少量に消費して生産せらるゝ商品に對する消費税は輕減せらる可きである。單に斯る商品に對する租税を輕減して、其代りに大所得又は輸入商品に對する租税を重課する事も、就業の増加を惹起する。乍然租税輕減が公債發行に依り行はるゝ場合、效果のより大なる事は明白である。勞働供給・企業補助・又は一定商品の爲の租税輕減の爲に手段を支出する事は、同時に豫算不足の現はるゝ場合、就業率のより大なる引上を惹起し、又は失業増加に對するより強力なる豫防對策となるであらう。

次に生ずる問題は、國家々計の不足を支辨する爲に如何なる方法を以て貨幣を齎らす可きやの問題である。正統學派の財政理論に従へば、所謂不生産的目的の爲の公債發行を嫌惡し、適當なる償還計畫を立てゝ資本市場に對して長期公債を放出する事は害惡のより、少きものとせられてゐる。乍然假定せられたる状態を詳細に觀察する時は、反對の結論を生ずる。則ち手段は中央銀行を要請する事に依りて獲得せらるべきであるとの結論を生ずる。公債を市場に販賣する事は、明かに利子率引上の作用を及ぼす可く、是到達せんとする目的に取りて有利な事ではない。國家經費の増加は就業を増加せしむるものではあるが、餘りに高く利子率の上昇する時は、新に大なる失業を生ぜしむる恐がある。最近の佛國經濟政策は此事情を解明する。佛國の繼續的なる豫算不足は經濟活動に對して刺戟的なる作用を及ぼしたであらう。乍然市場にての公債證書や國庫證書の賣出は、利子率を上昇せしめ、從て私企業の生産費を引上ぐる結果を齎らした。經濟活動に刺戟を與へんとするに當りては、只單に貨幣を借上ぐると云ふ丈では充分でなく、新に手段が創造せらるゝが如き方法を以て借上ぐる事を要する。公債の發行が資本市場に於て利子率引上の作用を及ぼす

べきに非ずとすれば、中央銀行が當該公債證書を引受くる事が必要となる。

何故に正統學派の財政理論に於ては市場にての公債募集が愛好せらるゝものなりや？ 其根據とする所は區々である。先づ第一に其家計の不足を支辨せんが爲に國家が中央銀行を利用する事は、インフレーションを惹起する事が指摘せられる。中央銀行の利用とインフレーションとは時として相伴ふものであり、特に戦争に際してのインフレーション時代に於て、政府は中央銀行を煩はす事大である。さればとて中央銀行の利用とインフレーションとが必然的關聯あるものとなすは誤謬である。利用可能なる生産手段の全部が利用し盡されて居る時は、豫算不足の存すると否とを問はず、又如何なる方法で此不足の支辨せらるゝを問はず、信用の膨脹は常にインフレーションを結果する。反之、利用可能なる生産手段が尙存在する時は、如何に信用の膨脹を生ずるも、決して斯る結果を生ずるものではない。

第二に公債が短期のものなる時は、國家が困却する場合ありとの考が大なる役割を占める。銀行も一般公衆も公債の償還期に當りて其更新と延期とを拒否する事が出来る。斯る危険は私人又は私會社の負債に於けると異なる所がない。公債に於ても斯る危険の存する場合があり得る。乍然其れは中央銀行が私經濟的に營まれ、又は實際上獨立である場合に限られる。乍然是幸にして稀なる場合である。吾人は此現象を佛國に於けるデフレーション時代に見た。則ち佛國中央銀行は公債引受又は貸附を拒絶して、獨立なる銀行として行動して効果を挙げたのである。乍然現代中央銀行は形式上屢々獨立であるとしても、一般には國家に手段を供し公債を引受くる事を拒絶するものではない。獨立なる中央銀行と云ふ考其ものが、既に調整と均衡とを任務とする官廳と私企業とを混同する觀念に出るものである。

若し政府の經濟政策に参加する事を拒絶し又は躊躇しつゝ不本意にのみ参加する時は、結局其有する獨立性を揚棄す

るものと云はねばならない。

由是觀之、國家が經濟活動を刺戟せんが爲に、特に手段として豫算不足を成立せしむる時は、直接に中央銀行を利用すべき事となる。此處に問題となる事は、幾何の財政年度に互りて是が行はるゝ場合、又幾何程の金額に達する迄是が行はるゝ場合、健全なる財政々策と云ひ得るやである。是に對しては次の如く答へ度い。則ち異常なる失業の存在する限り、則ち經濟活動に刺戟を與ふる事の必要なる限り、繼續期間と不足金額の大小とを顧慮する事無く、家計不足を續くる事が合目的であらうと。斯る政策に因りて如何なる弊害を生じ、如何なる危険を誘致するやは洞察するを得ない。只此處に考察したるが如き事情の下に在りては、インフレーションは生じないものと云ふ事が出来るであらう。故に私人の投資の缺如と、所與の賃銀に於ける完全雇傭に必要な消費の不足の存するに當りては、國家は利潤の如何に依りて其行爲の制約を受けざるが故に、賃銀支拂に必要な支拂手段を提供して、必要なる程度の消費と投資とに刺戟を與へ得る事となる。斯くして私企業が正常なる雇傭を保障する程度に充分なる収益を再び獲るに至る時、國家は新しき購買力の創出を中止すべきであらう。

此處に問題となる事は、國家が右の原則に従ひ中央銀行に對して大なる負債を負ふに至る時は、何人が其償還と利子の負擔を引受く可きやである。是に對しては次の如く答へる事が出来る。則ち斯くの如くして供せられたる貨幣に對して利子を支拂ふ可き理由は存しないと。第一に中央銀行は少く共利益と損失とに關して國家的制度たる可きものである。果して然りとすれば、利子の支拂は單に儀禮であり、而かも重要ならざる儀禮に過ぎない。第二に利子の國民經濟上の任務は、投資と消費とを制限する事に在る。乍然失業の期間中は投資と消費とを制限する必要は存せず、

從て利子の支拂は基礎付けられ得ない。失業が支配的なる場合は、資本の限界生産力は要求せらるゝ利子率以下の所に在る筈である。そして斯る状態が發展し得る事は、原則として私人の創意に基礎を置く所の國民經濟の制度的並に心理的なる要素に基くものである。此缺點を國家介入に因りて除去する事が目標とする所である。

償還に關する一般的原则として打立てられ得る事は、則ち公債の償還は、經濟政策の一般目標に照して合目的と考へらるゝ場合にのみ行はるべき事である。そして此場合に於て償還は、經濟生活を政治的なるより、高き目標に順應して規制するの方便に他ならない。正常的なる就業率に到達したる時は、如何にして賃銀率の上昇を回避すべきやが經濟政策に取りて問題となる。若し利潤が著しく大となる時は、企業者間の競争の結果、賃銀が引上る可く、是がインフレーションに導く事は勿論である。

本稿に於ては賃銀率・利潤・價格の累積の上昇が如何に發展するやを解明せんとするものに非ずして、如何にして豫算不足なる手段に因りて新しき貨幣が組織の内に入り來り、又如何にして購買力が此組織より取出されて、經費の高さを越ふる租税額の引上に因りて利潤が引下げられ得るやを指示せんとするものである。國家が負債を負ふ時は、此瞬間に於て償還義務を生ずるも、乍然負債が償還せらるゝと否とは之を問はず、右に述べたる方法が採用せらる可きである。豫算剰餘は勿論種々の方法を以て齎せられ得る。先づ第一に採る可き手段は、不景氣中労働調達の目的を以て政府の供したる凡ての労働供給を整理する事である。然る時は不景氣時代に於てのみ國家に雇傭せられたる人は今や過剩となりて解傭せらるゝ事となる。次に行はる可き事は租税の増徴である。其租税増徴は、労働に對する需要が政治上希はしき點迄低下するやう遂行せらる可きである。多くの場合に於て消費税が一般所得税に比し此場合

の經濟政策的手段として、より有用なる事は注意せらる可きである。蓋し一般所得税は利潤の期待を削減する。稀なる場合に於てのみ一般所得税は此目的に充分である。

斯る剩餘財政は、國家々計の貸借對照表の殘高が借方なると貸方なるとを問はず、利潤の期待が希はしき程度に低くなる迄行はる可きである。此期間に於て例へば交通機關の敷設・軍需品の生産・學校又は官廳の建設と云ふが如き國家企業が、技術的に必要なる以上に擴張せらるゝ事は、一般的政治目標に適合しない事明白である。此時代に於て公的經營の規模小にして經濟の要求を充足し得ざる程度なる時は、其經營の要求する價格を引上げ、其經營の擴張は不景氣の時代至る迄延期するを可とするであらう。若し何等かの理由よりして擴張が不可避的と考へらるゝ場合に於ては、擴張は租税に依りて支辨せらる可きものにして、公債に依りて支辨せらる可きものではない。其經費が通常資本的經費と稱せらるゝ種類のものなる場合に於ても尙斯く取扱はるべきものである。若し國家が完全雇傭の時代に際して鐵道を敷設せんと欲する場合に於ては、貸銀率の引上が必要となるべく、國家は此爲に租税を増徴しなければならぬであらう。此増徴せらるべき租税の負擔は勞働と生産手段とが希はしき程度に不用となるやう割當てらるゝを要する。此處に又再び經常費と資本費との區別が、租税に依りて支辨すべきや公債に依りて支辨すべきやの規準として非合目的なる事が明白となるであらう。如何なる支辨方法が最も良く一般經濟政策に適合するやが最も重大なる問題である。

此處に、好景氣時代に於て敷設せらるゝ所の鐵道が、市場に於て他の投資と競争するであらう公債に依りて賄はる事は合目的に非ざるやの問題が生ずる。此方法を採る時は利子率は上昇し、其結果他の投資より資金が吸収せら

れ、預金は抑制せらるゝであらう。此爲に特に繼續財例へば家屋の建設が打撃を受くるであらう。乍然此場合總體的には如何なる生産部門が打撃を受け、又如何なる程度の打撃を受くるやは著しく不明確である。然るに租稅徵收の場合に於ては、政治的見地よりして資金を奪はんとする場所に於て、資金が奪はるゝやう租稅を配分する事が行はれ得る。

一般的に云へば、國家の投資は勞働に對する需要を刺戟する事の必要なる場合に於てのみ行はる可きである。然る時は、官廳の建築・交通機關の敷設・國防等は謂はゞ費用を支出する事なくして完成せられ得る事となる。何となれば斯る投資に必要な手段の大部分は、此投資の行はれざりしならば、起用せらるゝ事なく、其潜在的なる利用は失はれたるべき筈であるからである。斯くする時は國家々計の貸借對照表も利子の支拂に因りて過重なる負擔を受くる事はない。何となれば前記の如く、不景氣時代に於て中央銀行の供する所の貨幣に對して利子の支拂はるべき理由なきが故である。反之、若し完全雇傭の場合國家投資の行はるゝ時は、此投資の爲の手段を獲得せんが爲に、其他の投資が障害を受くる事となる。そして此場合貨幣が資本市場にて賣却せらるゝ公債に依りて齎らさるゝ時は、此公債に對する利子支拂と關聯して、配分上の困難が附加的に生ずるであらう。

由是觀之、高遠なる經濟政策的目的を到達せんと欲するに當りては、利子支拂の必要なるが如き方法を以て公債を發行する事は、稀なる場合に於てのみ勸奨せらるゝ所であり、又稀なる場合に於てのみ其經濟政策的目的と一致するものである。従て負擔問題、則ち納稅者に對する利子負擔配分の問題は、内債の發行の場合に於ては畢竟存せざるを常とする。

六

以上述べたる所は、公債理論を組織的に解明せんとしたるものに非ずして、公債理論の若干の方面を明かにせんとしたるものである。一國の内債が其本來の意義に於ける負債に非ざる事は、筆者に取りて特に重要な事であつた。内債は均衡と調整の手段則ち政治的なる道具である。故に寧ろ此場合負債なる用語を避くる事が恐らくはより可なるべきも、乍然此場合此負債なる用語に如何なる特殊の意義が附加するものなりやを解明する事は勿論重要である。

以上は主として經濟活動の動搖を均衡化する目的の爲にする公債と其償還とに關して述べたのであるが、尙此處に簡單に諸國に於て大なる負擔となりつゝある不生産的公債に就き解明しなければならない。不生産的公債の多くは戰爭又は其他の國民的危機に關聯して成立するものである。正統學派の財政理論は主として斯る事態に於ける公債を不可とした。蓋し斯る公債は不生産的なる經費目的の爲に發行せられたるものであり、斯る經費は經常收入に依りて賄はる可きものであるとなすのである。筆者は經費支辨の標準として、經常經費と資本的經費との區別を非合目的的であり、只支辨方法の一般的政治目的に對して及ぼす作用如何が決定的なるものとなした。戰爭の有効なる持續は最高の政治目的である。そして戰爭費は租税に因りて支辨せらるべきや公債に因りて支辨せらるべきや、又如何なる程度に租税又は公債に因りて支辨せらるべきやの問題は、此政治目的の爲に如何なる方法が最も適當なりやに依存する。若し生産手段が利用し盡されてゐる場合に於ては、信用膨脹がインフレーションの結果する事は前述した。是は中央銀行が公債發行と關聯して信用膨脹を許容する時は、市場に公債が賣出さるゝ場合も尙現はるゝ所である。斯る現

象は、公債政策の効果が其インフレーション的作用に依存する場合、戦争の期間中常に生起する。戦時中又は其他の危機に於けるインフレーションは、一の偶然に非ずして、政治的意思として存在するものである。インフレーションは、特に其れが小なる程度のものなる限り、一國の生産力を最後の限界迄緊張せしむるに著しく有效なる手段である。高き利潤と國民の廣汎なる階級に於ける消費減退が同時に生起する事は、インフレーションの本質的過程である。此過程に依りて國家に二つの利益が生ずる。則ち一は消費減退が戦争遂行の手段を供するに至ること、二は大なる利潤が國民特に利子生活者の實質所得低下と關聯して、從來起用せられざりし所の利子生活者・高齢者・婦女子・青年等の勞働を起用するに至ることである。是は結局に於て大なる危険を伴ふものではあるが、乍然一時的なる救急方策として重要性を有する。筆者は、同時にインフレーションを伴ふ所の多額の公債發行を以て政治家の無能を論結する事は誤謬であると考へる。極端とならざる限り、實際に於てインフレーションは合理的政策である。斯る公債は政治的失敗を表示するものに非ずして、宿命的なる事態であり従て一の不幸であると云ふの外はない。

兎も角も不生産的公債は、戦後の經濟的困窮の主要原因であつたとの主張は當嵌らない。斯る主張は國際間の公債に關してのみ當嵌る所にして、内債には當嵌らない。戦後に於ける經濟の負擔となりたる所のもの、公債の存在に非ずして、之を償還せんとする努力である。英國の如き國家に在りては、公債を償還せんとする努力は大なる損害を及ぼした。大戦直後より英國は國內經濟事情を無視して、組織的に公債を償還せんと努力した。そして其當時の約五千萬磅の減債基金を漸次毎年一億磅に増加すべきであるとは、コルウイン委員會の主張であつた。此主張は實現せられなかつたが、一九二九年以後の不景氣時代に於てさへも、毎年約五千萬磅の減債基金は相變らず繼續せられ、此額

の基金を齎らざる事は、經常不足と認められた。周知の如く此不足に對する不安が、一九三一年英國をして金本位を離脱せしむるに至れる恐慌の原因の一であつた。正統派的なる主張は情勢をして暗黒に導き、其爲に内外の輿論は、英國が國家破産に瀕するものであるとなすに至つた。筆者をして云はしむれば、戦後に於ける英國や佛國の大なる公債の負擔は、畢竟國民の謬見より生じたる不安と損失並に公債を償還せんとする努力とを除外すれば、何等の弊害を惹起せざりしものである。只此處に忘る可からざる事は、此程度の公債は常に同時にインフレーションを惹起するものであり、インフレーションは本位水準を變化せしむるものなる事是である。

更に又、從來他の國家經費支辨の爲に租税を支拂ひ來りし階級が、今や公債の利子支拂の爲に租税を支拂ふ事となるやう租税制度を構成し得る事に注意しなければならぬ。コルウイン報告書に依れば、労働者の租税負擔は戦前に比して若干増加したるも、其實質所得は不變にして、労働者は公債累積の爲に公課負擔上不利なる影響を受けてゐない。只戦争に因る攪亂と動搖とに直面せざりしならば、一般的社會進歩の結果質銀の引上を見たるべきに、戦争の結果實質質銀の維持を以て満足しなければならなかつた事を考へ得るのみである。従て公債増加が下級所得階級に取りて生産及び分配に對する有害なる作用を齎らすものと斷言する事は出來ない。此故に理論上並に經驗上次の結論を生ずる。則ち「インフレーションの期間中發行せられたる公債を償還する事は、合目的ではない。但一般經濟政策が貨幣所得の低下を要求する場合は此限りでない」と。

以上論じたる所を要約すれば次の如くなる。

私企業の經濟遂行の結果は、貸借對照表よりして判定せらるゝものであるが、國家の經濟遂行乃至財政上の行爲の結果は、國家々計の貸借對照表よりして斷定し得るものではない。一國の財政上の行爲は、均衡又は一定の政治目的に對する對策に外ならずして、其效果如何は一般政治目的に關聯して國民の貸借對照表に及ぼしたる財政行爲の影響如何に依りて判斷すべきものである。此事は一國の財政的行爲の一たる内債に於ても亦同様である。内債は一般に負債と稱せらるゝものと同一なる本質的徵表を表示するものではなく、負債と同視するは全く誤謬である。

貨幣が生産的又は臨時的目的に使用せらるゝ場合と雖も、國家は無雜作に公債を發行すべきに非ずして、其公債發行が生産又は分配に對して好ましき作用を及ぼす場合に於てのみ公債を發行すべきである。同一の根據よりして、公債償還は公債償還の爲にのみ行はるべきに非ずして、政府の見解に依り其償還が國民經濟に對して好ましき作用を及ぼすであらう場合に於てのみ償還せらるべきものである。從て自動的なる減債基金に因る償還の如きは非合目的であると云はねばならない。償還は其當時の經濟狀態に従つてのみ行はる可きである。公債の發行又は償還は、經濟政策の目的の爲に役立つ道具であり、經濟活動の均衡の爲に之を合目的に利用する事が出来る。私企業と競争して市場に於て公債を發行する事は何等確實なる根據ある譯ではなく、發行に關しては中央銀行を要請する事が合目的である。若し經濟政策の最高目標が經濟活動の動搖を均衡化するに在るとすれば、私企業と競争してのみ資本を調達し得るが如き時期に公債を發行する事は合理的ならざるものである。且又公債發行は戰爭費支辨の爲合目的なる手段である。何となれば公債發行は總ての生産力を其極限迄緊張せしむるに役立つものなるが故である。特に一定の合理的

限界を附してのインフレーションに因る場合然りである。斯くして發行せられたる公債は、國民の貨幣所得を低下せしむる事が合目的と考へらるゝ場合を除き、其程度の如何を問はず、之を償還することを試む可きでない。

(附記) 本稿の前半(四)迄は日本財政學會昭和十六年度研究會に於て「公債原則に就て」と題し報告したるものである。起草に當り J. Pedersen, a. a. O. に負ふ所大であつた。

本號執筆者紹介

増地庸治郎氏	東京商科大学教授
高橋泰藏氏	東京商科大学助教授
松野賢吾氏	長崎高等商業學校教授
岩田巖氏	東京商科大学助教授
板垣與一氏	東京商科大学助教授